

『経正朝臣集』所載歌の詠者異伝・誤伝

—『玄玉集』『万代集』『夫木抄』『西行上人集(追加)』
『風雅集』『有房集』における—

犬井善壽

△▽

平経正の家集は、現在のところ、「江戸初期書写」⁽¹⁾の宮内庁書陵部蔵『経正朝臣集』(一五〇・五六六。内題「皇太后宮亮経正朝臣集」。以下、『経正集』と略す)が一本知られるのみである。その末尾に「寿永元年六月廿六日 正四位下行皇太后宮亮兼但馬守平朝臣経正」とあることや、集の構成などから、この『経正集』は、加茂重保が『月詣集』撰進のための選歌資料とすべく三十六人の人々に提出を依頼した百首型式の家集、いわゆる「寿永百首家集」の一つと推定されており、⁽³⁾経正自撰の家集であるうと考えられている。

その『経正集』は、経正詠一〇首と贈答歌の他人詠九首との都合一一九首の歌から成るが、その中の十首余りが、先きに「平経正和歌歌番号対照表」⁽⁴⁾の「その他・注」欄において指摘したように、本稿の副題に掲げた勅撰集・私撰集や別人私家集においては、詠者を異にして収められている。それも、経正詠として『経正集』に載る歌だけでなく、贈答歌の他人詠にもさような例が見出せるのである。

それらは、『経正集』は自撰家集であるという物差を用いれば、全て他集における誤謬と割り切れることもできる。しかし、逆に『経正集』自撰を疑う材料になるとも言える。本稿において、それら、『経正集』所載歌で他集においては詠者を異にして載せられている歌一首一首について吟味し、いずれの記載が妥当であるのかという

判定を含めて、『経正集』の側から見た詠者異伝・誤伝を判別し、それぞれの歌をめぐる問題を検討する。本稿として或る一つの結論や考えを導き出すことにはならないが、『経正集』の本文の性格、および、『経正集』に對立する詠者異伝あるいは詠者誤伝を示す諸集の本文の性格の一端に關して、稿者なりの考えを示してみたい。

『経正集』の引用は国文学研究資料館収蔵の写真複製によるが、『私家集大成』⁽²⁾所収により歌番号を示し、適宜濁点を施す。諸集の引用は、公刊のある『新編国歌大観』『私家集大成』等所収の本文により、必要に応じて、他文献所収本文や国文学研究資料館収蔵の写真複製等によって、他伝本の本文を参照することにする。

△二△

いま、『経正集』所載歌の中の十首余りが他集においては詠者を異にして収められており、本稿においてその詠者異伝・誤伝の判別を試みる、と述べたが、その十首余りの中の次のごとき型のは、厳密に言うると詠者異伝・誤伝ではあるが、その扱いをしないでおく。

まず、他集において「読み人知らず」とされるもの。『経正集』の夏部に載る経正歌、
照射

二三 やまふかみほぐしのまつはつきぬれどしかにおもひをなをかくるかな
は、『千載集』の夏部に、

(ともしの歌とてよめる)

よみ人しらず

一九九 山ふかみほぐしのまつはつきぬれどしかにおもひをなほかくるかな
と、「よみ人しらず」として入集している。『千載集』には、いま一首、『治承三十六人歌合』によって経正詠であることの確かな歌が「読み人知らず」として入集している(二四六番)のだが、この二首については、早くから『千載集』研究等において知られている。

厳密に言うと、この和歌は『経正集』所載歌に対立する詠者異伝・誤伝である。しかし、『平家物語』の「忠度都落」の逸話で知られる平忠度の「ささ波や」の歌と同様、これは、経正が勅勘の平家武人である故の、撰者藤原俊成の計らいであろう。谷山茂氏が、『千載集』に「朝敵平家の人びとの教首が『よみ人しらず』としてではあるが、確かに残されている。これを『よみ人しらず』としたのは、勅撰の集に朝敵（勅勘）の人々の名字を堂々とあらわしのせては、さすがに筋が立たないし、また特に鎌倉幕府方の思わくをはばかったからでもある」と言われたとおりであると思う。この歌の場合の「読み人知らず」は、故意に詠者名を伏せたものと見てよく、詠者異伝あるいは誤伝の扱いをする必要があるまい。

その二は、『経正集』では故意に伏せられたと見てよい詠者の個有名詞が他集の記載によって判明するもの。『経正集』の恋部に載る、

もとすみ侍りける所たがひてのち、申たえたる女のもとより、
うらみて侍しかば、ありどころをしらぬよし申たりしかば、

八八 わたつらみのそことはなどかしらざらんみるめたづぬるこゝろなりせば
返し

八九 さをさしてをしふるあまのあらばこそみるめをそことしりてかづかめ

という贈答歌の内の、「申たえたる女」から経正へ贈られた八八番歌は、『讚岐集』に、
あるところしらねばいはぬぞと申ける人につかはさんと、人の申けるに、かはりて

八三 わたつらみのそこともなにかしらざらんみるめたづぬる心なりせば
とあり、二条院讚岐の作であることが判る。

恋の贈答歌において故意に相手の名を伏せて家集等に載せることはよくあることで、また、その伏せられた詠者名が他集の記載によって判明することは、詠者異伝でも誤伝でもないわけで、問題はない。その点では、この

歌は詠作者が判明したという事実の指摘で留めておいてよい。ただ、当面問題の歌は、『讃岐集』によれば「人の申けるに、かはりて」讃岐が詠んだ代作の歌であるという点で、本稿の話題である詠者異伝・誤伝の件と多少関わってくるのである。

『経正集』に言う「申たえたる女」が『讃岐集』に言う「人の申けるに」の「人」である。その「女」「人」に代わって讃岐が「わたつうみの」の歌を詠作したわけであるから、『経正集』の側から見ると、この歌の実際の詠者はその「女」ではないわけで、その意味では、詠者が異っている。『讃岐集』の記載は、『経正集』の記載に対して、少なくとも「詠者異人」であるとは言える。但し、讃岐の代作が、文字どおりその女性に「かはりて」のことであるのか、讃岐が「人の申けるに、かはりて」と詞書に記した方に仮構があつて実際は讃岐自身が「あるところしらねばいはぬぞと申ける人」即ち経正に「つかはさん」としたものであるのか、また『経正集』の側では「わたつうみの」という経正宛の歌を「申たえたる女」の詠と考えていたのか、「申たえたる女」という述べ方で讃岐の名を故意に伏せたのか、等々、吟味の必要がありながら、とうてい判明しそうにないと思われる問題が残るのである。『経正集』も『讃岐集』も共に寿永百首家集と推定されており、以仁王と源頼政が組んで平氏を倒すべく拳兵して敗れた治承四年の一件の後の編である。讃岐はその頼政の娘であり、経正はその平氏の棟梁清盛の甥である。歴史時間における事情と人間関係を見ると、『経正集』『讃岐集』の編集時に、双方共に相手の名を故意に伏せることは、加茂社へ奉納する集のための選歌資料であるにせよ、十分にあり得る。勿論、前述のとおり、恋の贈答歌の相手の名を家集等において伏せることは古来多く、何の不思議もない。また、讃岐は自分の代作する歌が誰に届けられるのか全く知らずにこの歌を詠み、経正は経正で、「申たえたる女」から届いた歌が実は讃岐の代作であるなどとは思ひもよらなかつた、ということも、十分にあり得ることなのである。

以上のような意味あいでは、『経正集』八八番歌と『讃岐集』八三番歌との間には、詠者をめぐって興味深い異伝があるわけである。しかし、ここでは、『経正集』において詠者名が伏せられていたものが『讃岐集』によつて実際の詠者が判明した、という指摘に留めておき、これを以つて詠者異伝・誤伝とはしないでおく。

その三は、殆んど同じ発想で詠まれ、用語も似るところの極めて大きい歌であるが、異文が大きく、相違点もあり、同一歌の詠者異伝・誤伝というよりも、類似の別歌と見る方が妥当と判断されるもの。『経正集』の秋部に載る、

(女郎花)

三四 おみなへしたれがなごりをしのびてかあしたのはらにつゆけかるらん
という歌は、『有房集』二類本の秋部に載る、

中将すけもりのいゑのうたあはせに、くさのはなといふことを

一六四 をみなへしたれとわかれををしむとてあさなあさなにつゆけかるらん

と酷似している。両歌とも、女郎花に朝がた露が置いていることを題材とし、それを、女性が恋人との後朝の別れに涙している風情にとりなし、「女郎花はどなたと別れた名残りをしので、朝、涙の露に濡れているのでしよう」と詠んだ、同発想の歌である。用語も、構文も、「女郎花」「誰」「名残り・別れ」「忍び・惜しむ」「朝」「露けかるらん」と、殆んど同一である。つまり、両歌は、細かい分析は省略に従うが、題材の面でも、語りの型の面でも、作調の面でも、主題の面でも、極めて似ているのである。しかし、『経正集』歌は、「誰が名残りを」と「誰が」「名残り」を修飾し、「名残り」に重きを置くのに対して、『有房集』歌は、「誰と別れを」と、「誰」も「別れ」も重視されている、といったふうに、両歌の間には後朝恋の本意の表出の仕方に少々差異がある。また、作中時間⁽⁹⁾を提示するにあたり、『経正集』歌は掛詞を用いて「あした」と歌うのに対して、『有房集』歌は「朝な朝な」と毎朝のことと歌う。それに、『経正集』歌は歌枕「あしたの原」を詠んで作中場所⁽⁹⁾を明示するが、『有房集』歌は作中場所を提示しない。かような相違は、三十一音の短詩型の和歌においては、かなり大きな相違であると言ってよい。両者の間で書写性本文変化⁽¹⁰⁾が生じたのではなく、一方が他方に影響を与えたことがあったにしても、とにかく全く別の著作性本文形成⁽¹⁰⁾があったと見るべきである。両歌は、類似の別歌と見るべ

きであつて、同一歌の詠者異伝とは見ない方がよからう。

因みに、『有房集』歌の詞書にある「中将すけもりのいゑのうたあはせ」は、証本が伝わらず、開催時に出詠者も判然としない。『平安朝歌合大成』では「四三五（寿永元年以前）右近中将資盛歌合雜載」として整理されているが、編者萩谷朴氏は「二度もしくはそれ以上の歌合に分属すべきものであつたかも知れない」と言われている。その資盛主催の歌合に参詠したのは、俊成・定家・小侍従・寂蓮・隆信・親宗とこの有房の七人が判つてゐるのだが、判者と思しき俊成と、その子定家と俊成の猶子の寂蓮という、御子左家の人以外は、全て資盛の近親ばかりである。有房も、『有房集』によれば平家の人々との交流が密であり、中村文氏が、有房と経盛・経正・資盛・親宗・忠度等との交流から「有房は平家歌人主催の歌合にたびたび参加しており、平家歌壇との交渉が有房の和歌事蹟の上で一つの柱をなしていることは間違いない」と言われる程である。その『有房集』歌と同じ「草の花」題で詠まれた資盛歌合歌と判明するのは、『平安朝歌合大成』の「本文拾遺」「副文献資料」によれば、『有房集』において当面問題の歌に続いて載る一六五番と、前田家本『親宗集』の「資盛朝臣の家歌合に、草花を」の題で載る五四・五番とがあるにすぎないが、経正もこの歌合に出詠した、あるいは、経正はこの歌合の歌題で詠歌を試みた、あるいは、経正はこの歌合で有房が詠んだ歌を知った、あるいは逆に、有房が経正の詠歌をこの歌合を通じて知った、等々、様々な可能性が考えられる。「女郎花」の題詠であるから、さきに指摘した程度の類似は十分生じ得るわけで偶然の類似である、という見方も可能ではある。それにしても、両歌の酷似は、剽窃あるいは模倣というわけではないが、一方から他方への影響が想定できる程の酷似であるとは言える。『経正集』三四番と『有房集』一六四番とは、酷似する別歌であると見て、同一歌の詠者異伝・誤伝という扱いはしないでおく。

いま一つは、錯簡や他集との間の綴り間違いなどの物理的原因によって結果的に詠者が異なって見えることになるもの。これは『経正集』所載歌の例ではないが、同じ経正の詠歌に例があるため、敢えて言及するのだが、

藤原実国の家集『前大納言実国集』⁽¹⁴⁾に載る贈答歌、

山里に侍けるころ、時鳥はなくやと、人のたづね侍しかば、

いたくなきてあまりなるよし申たりしかば 経正朝臣

五一 いまもさはむかしもきかずはとゞぎすいとふためしに君やなりなむ

返し

五二 あしひきの山ほとゞぎすいにしへも物おもふ人はいとひやはせぬ

は、経正と実国との贈答のごとく見える。しかし、森本元子氏が論証されたように⁽¹⁵⁾、『実国集』と『師光集』との間で互いに混入が認められ、『実国集』の四九番から九一番までは『師光集』の本文が混入している部分である。したがって、経正と実国との間の贈答のごとく見える『実国集』の五一・二番は、実は経正と師光との間の贈答である。実国詠歌のごとく見える五二番は、師光詠歌なのである。この件は、既に松野陽一氏によって指摘されている⁽¹⁶⁾。他集の本文の混入という物理的事情によって結果的に詠者異伝・誤伝が生じているわけであるが、かような例は、森本氏が試みられたような「修復本文」⁽¹⁷⁾に依ることになれば、詠者異伝・誤伝と目くらまを立てる必要はないことになる。本稿においては、かような例も、詠者異伝・誤伝とは扱わない。

以上のごとく、他集において「読み人知らず」とされるもの、故意に伏せられている詠者名が他集の記載によって判明するもの、酷似するが書写性本文変化による本文の差異ではなく別の著作性本文形成が行われたと判定してよい本文の差異があるもの、そうして、錯簡等の物理的原因によって詠者が異なるように見えることになったもの、これらは、それぞれに問題を含んでいるが、本稿においては詠者異伝・誤伝としない。本稿で言う詠者異伝・誤伝とは、『経正集』に示される詠者とは全く異なった詠者名が他集の編者あるいは書写者によって明示されているものを指す。尤も、本節において紹介したような要素が複合し、その結果、詠者異伝・誤伝が生じた、というふうなことは十分予想されることであり、それまでを検討の外に置くつもりはない。むしろ、さよう

な複合の原因が判明してほしいと願いたくなる程の、原因不明の詠者異伝・誤伝の多いのが実情であることを、ここで最初に申し述べておく。

△△△

『経正集』所載歌一一九首の内、他集において詠者を異にして収められている歌は、前節において検討し詠者異伝・誤伝の扱いをしないとした三首を除くと、残るは七首である。その第一首目は、春部に載る経正の詠歌、

若菜

四 はるごとのわかなにそへてつむとしのもるゝかたみをいかでむすばん

である。この歌は、『玄玉集』の巻第六「草樹歌上」に、経正の詠歌としてではなく、

題不知

前薩摩守忠度朝臣

四八〇 春ごとの若なにそへて摘むとしのもるるかたみをいかでむすばん

と、経正の叔父忠度の詠として載せられている。管見に入った『玄玉集』の伝本は多くはないが、⁽¹⁸⁾ 全て忠度詠とし、詠者名に異文はない。

松野陽一氏が、『玄玉集』の「作者表記」に関して、円位・因位・円信、宗因・宗円、親家・親宗、道因・道円、定国・実国、清員・清定、左大将（良経）・左大臣（実房）の混同や誤謬・存疑を指摘しておられるように、この集には詠者名に誤りと思われるものが散見するのである。これを以って状況証拠とすれば、問題の歌の詠者も誤りとしてよいかも知れない。ただ、松野氏のご指摘のものは、氏ご自身も言われるように、「混同し易い表記」、稿者の言う書写性本文変化⁽¹⁹⁾による本文の差異のものである。しかるに、問題の歌の場合、「経正」と「前薩摩守忠度朝臣」という相違であるわけで、これは書写性本文変化の結果生じた相違ではあるまい。編纂時の、あるいは書写時の、著作性本文形成による相違である。

この歌は『経正集』と『玄玉集』以外の集には載らない。⁽⁴⁾ 勿論、忠度の家集『忠度集』にも載らない。ただ、

『忠度集』もいわゆる寿永百首家集と推定されており、忠度が生涯に詠んだ全歌が載るわけではない。『忠度集』に載らないということをもってこの歌を忠度詠歌に非ずと決めつけることはできないのである。従つて、現在のところ、この歌の詠者が経正であるのか忠度であるのか、確定する決め手がないのである。寿永百首家集であり自撰であると推定されている『経正集』の記載により、経正詠と見る外なく、『玄玉集』がこの歌の詠者を忠度とするのは詠者異伝と見ざるを得ない。『玄玉集』の成立と増補は建久二年・三年頃（一一九一・二）であるといふから、この詠者異伝は、極めて早い時期のものと言へる。

ところで、『玄玉集』には経正歌も忠度歌も他には載らない。異伝あるいは誤伝とはいへ、ここに忠度詠として一首の歌が載る事實は注目される。松野氏が「二条院や、健在の後白河院の歌が現存部分には入っていない。これとは逆に、千載に入らなかつた高倉院の歌が見えたり、平忠度の名が明記されて（一首）入集したりしている」と述べて、忠度の歌に注目された程である。尤も、序に「ちうたあまり、あはせて十二巻とせり」とあるから、『玄玉集』の現存部分は七巻七三三首の残欠であるが、失われた部分に兩人の歌が載っていたのかも知れない。しかし、それは検討の術がない。現存部分の歌の詠者は「一般男子七八人四〇六首、僧五〇人二九〇首、女子一三人三五首、読人不知二首」であるが、忠盛系の平家武人の歌は、当面問題の四八〇番歌のみである——「読み人知らず」は藤原成範への「女」の贈歌（二九八番）と藤原脩範への某の歌（三二六番）で、共に平家武人の歌ではない——。『玄玉集』はことさらに平家武人の歌を載せることを避けていたとさえ見える。それは、この集の成立と増補が、平家の滅亡の直後、鎌倉幕府開府の年と重なるという事実と無関係ではあるまいと思はれる。

平家武人の歌の入集を避けようとしていたふしのある『玄玉集』の撰者が、経正詠かと思われる歌を忠度歌としてこの集に載せたのは何故か。「撰歌範囲の狭さ」が目立つというこの集であるから、これは、不注意によるものではなく、故意のものであろう。この問題は、問題の歌の前後の歌の詠者や詠作時期を吟味することによつてその「故意」の見当をつける外なさそうである。尤も、『玄玉集』所載全歌の詠者の確認という手続きを必要

とするが、今は、稿者にその調査の準備がない。

『玄玉集』巻第六「草樹歌上」は、「梅」の歌群（四五九番～四七六番）に始まり、問題の歌を含む「若菜」の歌群（四七七番～四八〇番）が続き、以下「柳」「早蕨」「花」「杜若」と並び、「蓬」（六四五番）まで、草樹ごとに歌がまとめられ、春と夏の「草樹歌」が配されている。その中で、問題の「若菜」の歌群は、

正月七日、後白川院少納言がもとに、ちひさきかたみにわかな
を入れてつかはすとてよめる
大輔

四七七 わかなをばかたみにいれつ身のうへに老をつみてぞやるかたもなき

百首歌めしける時、若菜のころよませ給ける 崇徳院御製

四七八 賤の女はかたみしなべてひをつめどふたうらわかなてにもたまらず

皇太后宮大夫俊成

四七九 沢に生ふるわかなならねどいたづらに色をつむにも袖はぬれけり

とあって、問題の四八〇番の歌はこの歌群の末尾に配されている。

四七七番の殷富門院大輔の歌は、その詞書によって若菜摘みの時期を最初に提示するという意味あいを持つと共に、「御白川院少納言」なる女房名を出すことでこの集に著しいといわれる「御白河院治世の讚美」¹⁹を示している。続く四七八番は崇徳院の『久安百首』の詠歌、四七九番はその『久安百首』の部類を行なった俊成の詠歌である。松野氏が、この集に崇徳院と俊成の詠歌の多いことに触れて「撰者にとつて、久安百首は、近代の劈頭を飾る記念碑的な催しだったのであり、この二人は、その代表歌人として記憶されていたのだ」と述べられたのは卓見であり、ここに両者の歌が並ぶのも不思議ではない。因みに、集中、崇徳院・俊成と歌が並ぶことが、他にも三例見られる。俊成の歌に続いて問題の四八〇番が載るのは、俊成歌が「徒に色を摘む（積む）」とあるのに応じて「積む（摘む）年の盛るる（漏るる）形見（篋）」と詠んでいる歌を配するのが適切と見たのであるが、「前薩摩守忠度朝臣」と詠者名を記したのは、俊成との交流において歌人忠度を位置づけるということが

早くから行なわれていたことと無関係ではあるまい。延慶二・三年（一三〇九・一〇）以前という、俊成没後一〇〇年程、歌界に御子左家・二条家の影響が大きい頃に成った延慶本『平家物語』が、「薩摩守忠度ハ当世随分ノ好土也⁽²²⁾」として例の俊成との対面の逸話を載せるのは、虚構を含む物語の中の記事であるとはいへ、無視するわけには行かない。俊成の歌に続く歌としては、忠度の歌として問題の「春ごとの」の歌を『玄玉集』撰者は配したのである。それが、松野氏の言われる「御子左側に近い玄玉集の編纂態度」の現われの一つと稿者が見ても、強ち付会にはなるまい。『経正集』の四番の経正歌が『玄玉集』で忠度詠とされるのは、異伝と考えてよい。

『経正集』と他集とでは詠者が異なっている同一歌の第二番目は、『経正集』春部の、

故郷章

一五 つむひともそでぬらしけりふるさとのにはのすみれにをけるしらつゆ
である。この歌は、『万代集』⁽²³⁾の春歌下に、

(題しらず)

久我内大臣

四二七 つむ人もそでぬらしけりふるさとのにはのすみれにおけるしらつゆ
と、久我内大臣源雅通の詠とされている。

この歌も、『経正集』とこの『万代集』以外の集には載らない⁽⁴⁾。雅通には家集が残されておらず、雅通の側からの証拠によってこの歌を雅通詠と確定することはできない。従って、自撰と見てよい『経正集』の記載によって、この歌は経正詠と判断する外なく、『万代集』の記載は異伝もしくは誤伝と考えざるを得ない。この集の諸伝本の祖本は竜門文庫蔵本であり、しかもそれは宝治二年（一二四八）の撰者真観（藤原光俊）の自筆稿本と考えられるというから、⁽²³⁾四番歌の『玄玉集』に次いで早い時期の経正歌の詠者異伝・誤伝ということになる。

『万代集』の巻第二「春歌下」は、巻第一の一九〇番から始まった「花」の歌の続きとして、巻頭の二二九番から四二四番まで「花」の歌が配され、四二五番に「桃花」を置いて、四二六番から四三〇番までが、問題の

「つむ人も」の歌を含む「葦菜」の歌群である。即ち、

題しらす

和泉式部

四二六 あさぢはら見るにつけてぞおもひやるいかなるさとにすみれつむらん

久我内大臣

四二七 つむ人もそでぬらしけりふるさとのにはのすみれにおけるしらすつゆ

堀河院御時百首に 葦菜を
太皇太后宮大夫師頼

四二八 あさぢふはむらさきふかくなりけりいざやをとめぐすみれつませむ

百首歌中に
前中納言定家

四二九 はるさめのふるののみちのつぼすみれつみてをゆかむそではぬるとも

すみれを
藤原経衡

四三〇 あさまだきをかの野のべのつぼすみれつむべきほどになりもゆくかな

がその「葦菜」歌群の全五首である。四二六番は、『和泉式部集』正集の七〇三番に「くさのいとあをやかなるを、とをくいにし人を思」の詞書の許に収められた歌。問題の雅通歌は、和泉式部歌の「如何なる里にすみ（住み）れ摘む」に應じて「故郷の庭の葦菜」という表現を持つが故に配されたもので、配列の点では極めて妥当な選歌である。続く四二八番は、詞書にあるとおり『堀河院御時百首和歌』の「葦菜」の二四四番師頼歌で、四二七番の「袖ぬらしけり」に應じて「乙女子」に「葦菜摘ませむ」と歌った歌を配したものである。四二九番は『拾遺愚草』⁽²⁶⁾に収められている「奉和無動寺法印早率露胆百首」の四一六番。題詠歌であったものを、『万代集』は前歌の乙女の葦菜摘みを重く視て、自分も「摘みてを行かむ」という歌に転換して配したものである。四三〇番は経衡の『経衡集』一二七番に「とをさくさ、やうやうあをしという題」⁽²⁷⁾とある歌。四二六番から始まった葦菜摘みの進行、即ち、思い遣る葦菜摘みから他人の葦菜摘み、そうして自分の葦菜摘みと展開するこの歌群の結びとして、早朝に岡辺に立つ自分を歌った歌を配したものと見てよい。——この葦菜摘みの進行に、撰者は、「恋」を重ねてい

たかも知れないが——。

このように、『万代集』の「葦菜」の歌群は、選歌・配列に工夫がこらされているのであり、しかも、問題の四二七番以外は、全て、その詠者が家集等で確認できる歌なのである。この事実を状況証拠とすると、問題の歌を久我内大臣雅通詠と判定することも可能である。ただ、その状況証拠の採用には、いま一つの状況証拠、即ち、『万代集』所載全歌の詠者確認による、この集には他に詠者異伝・誤伝はない、という調査が必要になる。しかし、稿者には、未だ、その調査の準備がない。

ただ、次の事実是指摘できる。『万代集』には、久我内大臣雅通の歌とされるものが他に二首載る。それは、
序品を
久我内大臣

一六八一のりのためのべしみやまのこけむしろまづいろいろのはなぞちりしく

不達恋といふことを

久我内大臣

一八二二うちしぐれなみだのいろはかはらねどあはでのもりはときはなりけり

という歌であるが、管見では、この二首は他集に載らず、雅通詠であるともないとも、保証が無い。『万代集』所載の雅通歌を状況証拠として問題の歌を雅通詠と比定することはできないのである。

一方、経正歌は、「平経正和歌歌番号対照表」にも整理して示したように、問題の歌の他にも『万代集』に数首入集している。その内の、

朝霜をよめる

平経正朝臣

一三八〇冬さむみまきのはしろく霜さえてあささびしかるしがらきのさと

(恋歌のなかに)

平経正朝臣

二五八一いかにせんおもひなぐさむかたぞなきあらましごとにもかぎりこそあれ

島水鳥といふ事を

平経正朝臣

二九五〇なごのうみのあれたるあさのしまがくれかぜにかたよるすがのむらどり

の三首は、それぞれ、『経正集』に載る。即ち、

霜

六六 冬さむみまきのはしろくしもさえてあささびしかるしがらきのもと

〔夫木抄〕の六五六七番も

(恋)

七六 いかにせんおもひなくさむかたぞなきあらまし事もかぎりこそあれ

水鳥

六九 なごのうみのあれたるあさのしまがくれかぜにかたよるすがのむらどり

〔夫木抄〕の一〇三三五番、『西行上人集』追加六六七番も

がそれで、この三首は問題はない。ところが、『経正集』においては経正詠として秋部に載る、

榿

四二 こゝろなきしづのしわざと見えぬかなあさがほさけるしばのそでがき

が、『万代集』「秋歌下」では、経正歌としてはなく、

榿をよみ侍りける

花園左大臣

一〇五一 こころなきしづがしわざと見えぬかなあさがほさけるしばのそでがき

と、花園左大臣有仁の詠として載るのである。この歌が『経正集』所載歌の第三番目の詠者異伝・誤伝ということになるわけであるが、この歌、『夫木抄』でも、

しばのそでがき

秋御歌中 万代

花園左大臣

一四九九四 心なきしづがしわざと見えぬかなあさがほさける柴の袖がき

と、花園左大臣有仁詠として載るのである。『夫木抄』の件は後に検討を加えるとして、『万代集』の一〇五一

番について吟味し、さき程の「久我内大臣」の詠とされる四二七番「つむ人も」の歌に併せてみることにする。

『万代集』巻五「秋歌下」は「月」の歌（一〇〇五番）に始まり、一〇三五番から一〇五〇番までが「霧」の歌群、問題の一〇五一番「花園左大臣」歌から「榿」の歌群となり、

前中納言匡房

一〇五一たとふべきかたこそなけれわぎもこがねくたれがみのあさがほのはな

百首歌よみ侍りけるなかに

相模

一〇五三はかなさをまづめのまへにしらすはまがきのうへのあさがほのはな

と、三首が歌群をなしている。匡房歌は、『江帥集』に、『万代集』のごとくには題詠歌としてではなくて、わかき人の、あさがほをおりて、御らむぜよといひたりしかば

の詞書で実詠歌として載る（四六八番）。『江帥集』は自撰か他撰か不明だが、桂宮本叢書の「解題」は、この歌の載る「雑部」の後半は「自撰か」としているのである。相模歌も、『相模集』流布本の四二五番に始まる「正月」から「十二月」までの五首ずつを配した中の「八月」の一首（四六二番）として、末句「あさがほのつゆ」として載る。この集の流布本は、自伝的などころがあると指摘されており、自撰家集と見てよからう。

つまり、この「榿」の歌群の三首についても、問題の一〇五一番以外は私家集でその詠者が確認できるのである。従って、一〇五一番の詠者も「花園左大臣」と判定することは可能である。そういう点では、さき程の「葦菜」の四二七番「久我内大臣」の場合と同じである。ただ、ここに大きな問題が出て来る。それは、『万代集』には、『経正集』において経正詠とされる歌が、二首も別人の詠歌として収められている、という、別なる状況証拠が挙げられる、という問題である。

『万代集』には、『経正集』においては経正詠とされる歌が五首（四二七・一〇五一・一三八〇・二五八一・二九五〇番）載り、その内の二首が、「久我内大臣」「花園左大臣」の詠とされているのである。前述のように、稿者には、『万代集』所載全歌の詠者確認の準備がない。しかし、当面問題の平経正歌に限ってみても、このよ

うに他にも詠者異伝が指摘できる、という事実は注目されてよいと思う。『万代集』が誤伝を犯したのか、『万代集』が誤伝・異伝のある資料に依ったのか、そのあたりの事情は不明であるが、今指摘した状況証拠から、この二首は『万代集』の異伝・誤伝と判断してよからう。

なお、この歌が『夫木抄』においても「花園左大臣」詠とされている。それは、詞書の「秋御歌中 万代」からも判るように、『万代集』を選歌資料としたために継承した異伝と見て間違いはないと思う。尤も、『作者分類夫木和歌抄本文編』⁽³⁰⁾に指摘があるように、「万代」の文字は北岡文庫本『夫木抄』には書かれていない。しかし、他の歌の詞書の下方の典明示の状況から見て、この歌が『万代集』に依って『夫木抄』に採られたと判断してよいと思う。

『経正集』所載歌で他集では詠者を異にして収められている歌の第四番目は、冬部の、

水鳥

六九 なごのうみのあれたるあさのしまがくれかぜにかたよるすがのむらどり

である。さきに『万代集』に載る経正歌を検討した折りに引用し、経正詠は「問題はない」とした歌であるが、ここでも指摘したように、この歌は、『西行上人集』李花亭文庫本の「追而加書西行上人和歌次第不同」⁽³¹⁾に、

六六七 なごの海かれたるあさの島がくれ風にかたよるすがの村鳥

と、西行の詠歌として追加されているのである。この件は、早く、文明社版『西行全集』⁽³²⁾の「西行法師和歌拾遺」の内の「下巻（西行の歌とされたものにて、諸書校合により誤伝の明となりし歌輯む）」の脚注に、「〔夫木二十三、海〕に『島水鳥』として出せる平経正朝臣の歌なり」と指摘されているように、李花亭文庫本『西行上人集』に追加を試みた人物——誰かは不明。本文末尾に「修行者周嗣」の「観応貳年辛卯七月日」の識語があり、それに続く追加であるから、一三五一年以後——の誤りと見てよい。

『西行上人集』李花亭文庫本の「追加」には誤謬が多いことは、この伝本を世に紹介された藤岡作太郎氏ご自

身が「この追加は後人の付加したるものなるべく、余りに信じ難きものとす」として二・三の詠者誤謬を指摘しておられる。また、前掲のごとく、文明社版『西行全集』にも指摘がある。稿者も、「追加」の一々を検討し、「追加」における誤伝・異伝を指摘したことがある。これらによって、『西行上人集』李花亭文庫本追加には他にも詠者異伝・誤伝が多い、という状況証拠を先ず提示しておく。但し、これはあくまでも状況証拠である。

『西行全集』文明社版が指摘するように、この歌は、『夫木抄』の巻二十三に、

なごのうみ、越中

島水鳥

平経正朝臣

一〇三三五 なごの海のあれたるあさの鳥がくれ風にかたよるすがのむら鳥とある。『夫木抄』にこの歌が採られたのは、おそらく、前にも引いた『万代集』の、

島水鳥といふ事を

平経正朝臣

二九五〇 なごのうみのあれたるあさのしまがくれかぜにかたよるすがのむらどりによるのであろうが、実は、『万代集』では、この平経正詠歌に続いて、

題しらず

西行法師

二九五一 なにとなくくるるしづくのおとまでもゆきあはれなるふかくさのさと

と、西行の歌が載るのである。『西行上人集』李花亭文庫本に追加を試みた人物は、『西行上人集』には載らない「なにとなく」という『万代集』二九五一番歌を追加するつもりで、不注意で直前の二九五〇番の経正歌を写してしまったと考えられる。この伝本の「追加」は必ずしも詞書から追加はしない、という態度があり、それがこの歌の誤謬に与ったのであろうが、他に、この歌の初句の「なごのうみの」の冒頭「な」が西行歌の初句の「なにとなく」の冒頭「な」と偶々同じであったことも、なにがしか関わっていたかも知れない。

『万代集』には、前述のとおり、『経正集』の経正歌が五首載る。その内の二首は久我内大臣・花園左大臣と詠者が誤られてはいるが、残る三首は正しく経正詠としている。従って、『万代集』の段階までは正しく伝えら

れた経正歌「なごの海の」が、『西行上人集』李花亭文庫本「追加」に至って、誤られたと見るのである。

『経正集』所載歌の詠者異伝・誤伝の第五番目は、『経正集』の冬の部に載る、

修理大夫経盛卿家歌合に

七一 かぜさゆるまのゝいりえにすむ月はかもよがれぬこほりなりけり

が、『夫木抄』の卷二十三雑部五の「まのゝいり江、近江」において、

新三十六人歌合

平正綱朝臣

一〇六九一 あさりするまのの入江に澄む月はかもよがれぬ氷なりけり

と、「平正綱」の詠として載るものである。初句に「かぜさゆる」「あさりする」と異文があるが、そうして、その異文によって歌の設定がかなり変わることも事実であるが、第二節で詠者異伝・誤伝とは見なさないとした酷似歌程の大きな相違ではない。ここでは、同一歌と見なすことにする。

まず、この歌が『治承三十六人歌合』の十一番左「経正朝臣」十首の第七首目に、

冬月

風寒る真野の入江にすむ月は鴨の夜がれぬ氷なりけり

と、経正詠として載ることは注意されてよい。『治承三十六人歌合』は一種の秀歌選であるが、その詠者は、諸家集や諸資料に拠って見るに、かなり信頼してよい。それに関しては稿者なりの調査で明らかにしたところである。⁽³⁶⁾尤も、その証明は、この「風寒ゆる」の歌が『経正集』所載歌であることも証拠の一部分になっているわけ⁽³⁶⁾で、厳密に言う⁽³⁶⁾と、本稿において『治承三十六人歌合』の詠者は信頼できるといふ件を証拠に、問題の歌の詠者は経正であると論証することは許されない。しかし、『治承三十六人歌合』は詠者認定に関して証拠価値が高い⁽³⁶⁾ということ⁽³⁶⁾は、認識しておいてよい。

次に、その「平正綱」であるが、『作者分類夫木和歌抄本文編』⁽³⁰⁾が『尊卑分脈』を引いて「右馬助従五位上、

忠正男。宇治左大臣(頼長)勾当」とする、桓武平氏で清盛の従弟にあたる「平正綱」と見ると、この男は、家集もなく、勅撰集入集もなく、管見では私撰集にも歌は入集していない、全く和歌資料の無い人物なのである。勿論、詞書の「新三十六人歌合」、即ち、「新撰歌仙」とも呼ばれる「新三十六人歌合」にも、「新三十六人撰歌合」とも呼ばれる「新三十六人歌合」にも、平正綱としてこの「あさりする」の歌が載る訳ではない。これは、『夫木抄』の詞書を疑う以外に術がない。ちなみに、『作者分類夫木和歌抄本文編』が指摘するように、北岡文庫蔵本『夫木抄』はこの歌の詠者名を「平正信朝臣」とするが、「正信」とすれば、『尊卑分脈』等に検すると、平氏には該当する人物そのものがいないのである。そのことも重要であるが、より重要なのは、『夫木抄』の書写において「正綱」「正信」等とユレが生じているという事実の方である。それほど、この「平正綱朝臣」という詠者名には問題がある、というわけである。

「新三十六人歌合」という出典名にしても、書写性本文変化による誤謬の可能性がある。谷山茂氏が指摘されたように、『治承三十六人歌合』が「夫木和歌抄では『三十六人歌合』と呼ばれている」のである。前述のように、この歌は『治承三十六人歌合』所載歌であるから、『夫木抄』に「新三十六人歌合」とある「新」は、何らかの理由による衍であろう。

要するに、問題の歌の『夫木抄』の本来的な詞書および詠者名の本文は、

まののいり江、近江、三十六人歌合 平経正朝臣

であったと見てはば間違いない。それが、書写を経る間に、「三十六人歌合」は『治承三十六人歌合』を指すということが判らなくなつて「新」の文字が誤つて付け加えられ、「経正」が、つまり「つねまさ」が、似た音によつて、誤つて「正綱(まさつな)」と写され、またそれに「正信」という本文変化が生じたのである。当面問題の詠者異伝・誤伝は、書写性本文変化の結果生じた、詠者誤伝である、と判断してよからう。

因みに、『新編国歌大観』の『夫木抄』の「解題」に、「作者名に關しても、底本の誤りを永青文庫本等によつて補正できた例が多い」「校合本の少なくとも一本によつて訂したりしたようなケースは、枚挙にいとまがな

い」とあるように、『夫木抄』には、詠者名の異伝・誤伝が多いのである。問題の「平正綱」「平正信」とされる「あさりする」の歌も、「平経正」と訂正してよい詠者名であると言える。

従前、『夫木抄』所載の経正詠歌は七首が指摘されていたのだが、さきに検討した「花園左大臣(有仁)」とされる例と、今見た「平正綱朝臣」とされる例を合わせると、『夫木抄』所載経正詠歌は九首になる。その九首を並べて見てみると、『夫木抄』に経正歌の入集する経路がほぼ判明し、いま一つ、詠者存疑かと思われる歌が一首うかびあがってくる。その粗々を見ておきたい。

『夫木抄』所載経正詠歌を順に列挙すると、

三十六人歌合

平経正朝臣

一〇九三 春ふかく成行くままにこま山にたちのみわたる花の白雲

〔『経正集』一〇番。『治承三十六人歌合』経正二番〕

夏歌中、林葉

平経正朝臣

二四〇七 はつせがはきしのうの花ちる時はさわがぬ水もなみぞたちける

冬歌中に

平経正朝臣

六五六七 冬さむみまきの葉しろく霜さえてあささびしかるしがらきの里

〔『経正集』六六番。『万代集』一三八〇番〕

島水鳥

平経正朝臣

一〇三三五 なごの海のあれたるあさの鳥がくれ風にかたよるすがのむら鳥

〔『経正集』六九番。『万代集』二九五〇番。『西行上人集(追加)』六六七番〕

新三十六人歌合

平正綱朝臣

一〇六九一 あさりするまのの入江に澄む月はかもの夜がれぬ氷なりけり

〔『経正集』七一。『治承三十六人歌合』経正七番〕

夫木抄初句	歌番号	経正集	治承	万代	その他	注
春ふかく はつせがは 冬さむみ なごの海の あさりする 君があたり 心なき あれにける なるみがた	一〇九三 二四〇七 六五六七 一〇三三五 一〇六九一 一〇九七六 一四九九四 一六一四〇 一六九三三	一〇 六六 六九 七一	経正二 経正七	一三八〇 二九五〇 一〇五一	上人集六六七	詞書ニ「林葉」トアリ。 西行上人集ハ「追加」。 但シ平正綱詠トス。 東山歌合ノ歌トス。 但シ花園左大臣詠トス。 歌林苑歌合ノ歌トス。

承安二年閏十二月東山歌合、隔川恋 平経正朝臣
 一〇九七六 君があたりをはただ河のなくもがなけたよりゆかんはしもあやふし(左注省略)
 秋御歌中、万代 花園左大臣
 一四九九四 心なきしづがしわざと見えぬかなあさがほさける柴の袖がき
(『経正集』四三番。『万代集』一〇五一番)
 三十六人歌合 経正朝臣
 一六一四〇 あれにけるふるの社のもみぢばや秋ばかりするあけの玉がき
(『経正集』五二番。『治承三十六人歌合』経正六番)
 歌林苑歌合、旅泊千鳥 平経正朝臣
 一六九三三 なるみがたうきねのとは風さえてふけ行くままに千鳥なくなり
 となる。これを、『夫木抄』を中心に、集ごとに対照表にして整理すると、次のようになる。

一四九九四番の歌は『万代集』の「花園左大臣」という誤伝を受け継いでいるわけだから、『経正集』と関わりがない。従って、六五六七番も一〇三三五番も、同様に『経正集』とは関わりなく、『万代集』から『夫木抄』に入ったと見てよい。また、一〇九三番と一六一四〇番は詞書に「三十六人歌合」とあり、一〇六九一番も、「新三十六人歌合」とは書かれているが、前述のように「三十六人歌合」が正しく、以上の三首は『治承三十六人歌合』から『夫木抄』に採られたことは間違いない。残る三首の内、一〇九七六番と一六九三三番は、詞書によって、証本が現在は伝存しない「東山歌合」「歌林苑歌合」を資料として『夫木抄』が採ったと見てよい。特に、一〇九七六番などは、「東山歌合」の判者清輔の長文の判詞を左注として引いており、これを見ると、『夫木抄』撰者は間違いなく両歌合の本文を見て入集させたと言つてよい。要するに、『夫木抄』は、経正歌を、歌合と『治承三十六人歌合』と『万代集』とから選んでいるのであつて、『経正集』は直接には選歌資料とはしてない、ということが明らかになるのである。

ただ問題は残る一首、二四〇七番「はつせがは」の歌である。この歌は『夫木抄』のみに載る歌である。しかも、詞書の「夏歌中」の下に細字で「林葉」とある。これを出典名とすると俊恵の『林葉集』あたりになりそうであるが、『林葉集』はおろか、他の私家集や歌合・私撰集・勅撰集にも、この歌は見えないのである。今後も注意して探す所存ではあるが、この歌は、現在のところ、経正詠歌という保証が無いということになるのである。『夫木抄』所載経正詠歌の経路が、先述のごとく極めて明快に追跡できることになったいま、二四〇七番のみが不鮮明、というか、存疑の歌になったわけである。これは、本稿の話題である経正歌の詠者異伝・誤伝とは関わりないが、あるいは、この歌が「平経正朝臣」とされることが異伝もしくは誤伝であることになる可能性もあり、ここに一言、言及した次第である。

『経正集』所載歌の詠者異伝・誤伝の第六首目は、『経正集』の雑部に載る経正歌、

九月許にいつくしまへ詣で侍しに、十三夜に備後ともといふ所にて、海辺月といふ事をよみ侍し

九六 あたらよの月をひとりぞながめつるおもはぬいそになみまくらして
 が、『風雅集』巻第九「旅歌」に、

九月十三夜、いつくしまへまありけるに、備後のともといふ

所にて、海辺月といふ事をよめる 藤原公重朝臣

九二一 あたら夜の月をひとりぞながめつるおもはぬいそに浪まくらして

と、藤原公重の歌として入集している例である。詞書の内容・表現も殆んど同一で、歌語には異文が無く、同一歌の異伝・誤伝と見る外はない。偶然の一致はまず考えられない。

この歌、『經正集』と『風雅集』以外の他集には載らない。勿論、公重の家集『風情集』⁽⁴⁾にも見出せない。そういう点では、『玄玉集』で忠度詠とされている『經正集』の四番や、『万代集』で久我内大臣詠とされている『經正集』の一五番と同様に、この歌の詠者を確定する決め手はないわけで、寿永百首家集であり、自撰であると推定されている『經正集』に従って、經正詠と見る外ない——因みに『風雅集』には他には經正歌は入集していない⁽⁴³⁾。『風雅集』がこれを公重詠とするのは、選歌資料の段階における異伝・誤伝であるか、『風雅集』編纂時の誤謬であるか、あるいはこの集成立後の書写性本文変化であるか、いずれかであろう。尤も、管見の『風雅集』は、詠者名を全て「藤原公重朝臣」とするが。

因みに、『風雅集』には、いま一首、公重の歌が問題の歌の直後に載る。即ち、

(題しらす)

藤原公重朝臣

九二四 夜をこめて旅のやどりをたつ人はくまなき月をあけぬとや思ふ

がそれであるが、こちらは、『風情集』の「月十首 御室にて」という十首(二四八番〜二五七番)の中に載り(二五二番)、公重詠であることは間違いない。「月」の歌を「旅の月」の歌に配しているとはいえ、『風雅集』は、公重の歌を他では正しく選んでいるわけである。問題の九二一番「あたら夜の」の歌の異伝は、それがその歌とごく近い配置の、しかも同じ「旅の月」と歌題が整理できる歌群におけるものだけに、不審なのである。

尤も、この歌は、『中世の文学 風雅和歌集』に指摘されているように、『後撰集』春下の、

月のおもしろかりける夜、はなを見て

源さねあきら

一〇三 あたら夜の月と花とをおなじくはあはれしれらん人に見せばや

の影響のもと、「あはれしれらん人」を「ひとりぞながめつる」と転換したもので、稿者は本歌取の歌と見る。その本歌取という点では、この歌が経正詠であっても公重詠であっても、不思議はないが、それが、旅における詠歌であるという点で、検討の余地があると言える。

経正は、『経正集』一〇九番に「嚴島に参詣して侍しによめる」の歌があり、「とをき所へまかり侍しに」(九七番)、福原に下向しての他人との贈答(九八番・一〇〇番・一〇二番)などがある。嚴島・福原で平氏の経正が詠歌することは、当然あって然るべきことであろう。一方、公重は、『風情集』によれば、天王寺(三七番)と住吉社(二八九・二九〇番)での詠歌はあるが、他は全て都あるいは都近辺における詠歌ばかりである。公重が嚴島へ参詣しなかった、あるいは、都と難波近辺のみで詠歌した、と限定することはできないにせよ、この偏りという状況証拠は、無視するわけには行かない。

尤も、公重は、平家の人々との交流が、それも、和歌の面での交流が多かったようである。例えば、

天王寺、刑部卿ただもりにまいりあひて、京上のよしいへば(『風情集』三七番)

内蔵頭つねもりが歌合、五首(一七七番)

つねもりの三位の歌こひしに(三三三番)

つねもりの三位歌こひしに、時雨を(三五八番)

と、忠盛や、経正の父の経盛との交流が『風情集』に記されている。従って、平氏と共に嚴島参詣をした可能性もあるわけである。ただ「海辺月」という歌題で詠まれた歌を『平安和歌歌題索引』を手引きに追跡しても、問題の歌の詠まれた場を、そうして参詠者を解明するには至らず、この件は不明という外ない。

実は、『風雅集』の作者表記には、他集における詠者とは異なるものが散見するのである。『中世の文学 風

雅和歌集⁽⁴³⁾の頭注に指摘されるものをいくつか紹介してみると、まず、三八番ロ(「新編国歌大観」四八番)の「源信明朝臣」の歌について、「信明集・忠見集(第二、三句「なく声きけばみ山出でて」)。新拾遺集雜上に作者「忠見」として重出」とある例、また、二八六番(「新編国歌大観」二九六番)の「殷富門院大輔」の歌について、「万代集・二、作者若水」とある例、といった具合である。かような例を状況証拠とすると、問題の歌も、『風雅集』における詠者の誤謬であつて、「経正集・雜。作者経正」とでも注すべきところであらう。ともあれ、『風雅集』には詠者の誤謬が散見する、という事実は注意されてよい。この歌もその一つに数えてよからう。

『経正集』に示される詠者とは異なる詠者として他集に収められている第七番目の例は、経正詠歌ではなく、贈答歌の他人詠の例である。『経正集』の雜部に載る贈答歌、

九八 とへかしまだすみなれぬみやこにてのわきにあへるやどのけしきを
 福原に遷都之時、のわきして侍し朝に、権中納言実守卿許へ申つかはし侍し

返し

権中納言実守卿

九九 すみなれぬやどにちりくることのはにのわきのかぜのつてぞうれしき

は、経正と権中納言藤原実守との間で交された贈答である。ところが、松野陽一氏に指摘があるように、源有房の家集『有房集』二類本に、全く同じ贈答歌が、経正と有房との間の贈答として載るのである。即ち、

二〇六 とへかしまだすみなれぬみやこにてのわきにあえるけさのこゝろを
 みやこうつりとしのあき、のあきををびたくしくしたるつとめて、つねまさきのもとより

かへし

二〇七 すみなれぬやどにぞわくることのはそのあきの風のつてもうれしき

がそれである。贈歌にも返歌にも異文があるが、そうして、贈歌の「やどのけしきを」「けさのこゝろを」など、かなり重大な異文であるが——返歌の「やどにちりくる」「やどにぞわくる」は後者の誤写であらう。係助

詞「ぞ」の位置の違いは意改と思われる——、両者は同一の贈答歌であつて、経正の贈歌に答えたのが実守と有房と異なる、即ち、異伝あるいは誤伝が生じている、と見ざるを得ない。『有房集』二類本も「自撰か」と推定されているわけであり、いずれの贈答の詠者が妥当かが問題になるのである。

『玉葉』によれば、治承四年六月二日の福原遷幸の行列に実守も有房も加わっている。即ち「次行幸、聖鳳、供奉人々、公卿四人」とあつた後に、つまり、安徳帝の鳳輦の後に続く人として、

左大将実定、别当时忠、宰相中將実守、通親

とあり、「次内侍所」とあつた後に、つまり、内侍所に続く人として、

藏人左少弁行隆、左少將有房朝臣等候之、各騎馬云々、

とある。兩人共、天皇や内侍所のごく近くに侍して福原へ下っているわけである。かなり重要な位置にある兩人は、その後も福原に在ったはずである。当然、経正との交流もあつたはずである。従つて、その点では、『経正集』『有房集』兩集の記載は、つまり経正と実守、経正と有房の歌の贈答は、あり得るわけである。

ところで、『経正集』では、九八番の詞書の「実守卿」の文字は細字になっている。これを「権中納言」に関わる勅物が本行の本文に組み入れられたもので「実守」の保証はない、とする見方も可能である——その場合、九九番の「返し」の下方の「権中納言実守卿」の方は、その勅物に應じて太字で転写された、と解し得るから、矛盾は生じない——。そこで「権中納言実守卿」という点を疑つてみてもよい。何しろ、『玉葉』にあるように、福原遷都の行列では「宰相中將」であつた実守であるのだから。『公卿補任』によれば、確かに、藤原実守は、治承四年は未だ「権中納言」ではなく、参議正三位で右中將、備中權守である。この年の「権中納言」は、藤原兼雅・平時忠・藤原忠親・藤原忠親・藤原良通・藤原成範・平頼盛・藤原朝方・藤原実家の八人である——因みに、有房は生涯を通じて権中納言には至っていない——。実守が権中納言に至るのは、二年後の養和二年三月八日のことである。ただし、『経正集』に「権中納言実守卿」とあるのは、この集の成立年、つまり寿永元年の位階を記したと見れば、これまた矛盾はない。要するに、「権中納言実守卿」という表記からは現在見るところの『経正集』の記

載を否定することはできないわけである。

『有房集』がこの贈答を載せることの方を疑ってみる必要もある。しかし、中村文氏も指摘されるように、⁽¹²⁾ 経正と有房の交流は多く、『有房集』には、この贈答を含めて四対、経正との贈答歌が載せられている。いまはその歌の内容は関わりがないため、詞書のみを示すと、

* 一九 六月つごもりのひ、たぢまのかみつねまさのもとより

一一〇 返し

* 一三〇 六月うるうづきあるとしの七月七日、つねまさのもとへ申つかはし、

一三一 かへし、つねまさ

* 三九〇 とうれいがうせたることをあはれがりて、つねまさのもとより

三九一 かへし

が他の三例である。問題の二〇八・九番の贈答歌を含めて、明確に経正の名を示しており、また、詠歌の年がはつきり判る詞書であったり、月日を明示する詞書であったりと、この四対の贈答歌の詞書には共通点が多い。そういう点で、問題の二〇八・九番の贈答歌に『有房集』として異例のところはないわけである。詞書の書き様の面からは、『有房集』に示された経正と有房の二〇八・九番の交流を疑うわけには行かないと思う。

以上要するに、『経正集』に示される経正・実守の贈答とする記載と、『有房集』に示される経正・有房の贈答とする記載との当否を、何らかの証拠を提示して、論理則にのっとって論証するということは、不可能なのである。とすれば、経験則によって、この二者の記載の相違を判定する以外に、方法はあるまい。

前述のように、『経正集』と『有房集』との間に見られるこの贈答歌の答歌の方の詠者の相違に関しては、既に、松野陽一氏が指摘され、⁽⁴⁶⁾

経正の同じ「とへかしな」の歌に対する経正集の実守の答歌と、有房集の有房の答歌の間には、第二句その他に小異があるだけで、同一歌と一応考えられ、経正が歌集編纂の際に相手を誤認して記したものと、と見る

のが正しいと思われる。

と述べておられる。稿者も、以下に述べる経験則によって、松野氏の考えに賛意を表するものである。

一体、贈歌を贈り、その答歌を手にしたとして、その贈答の相手を正確に記憶しておかなかった場合、それを自分の家集に収めるとすると、返歌の名前を誤って載せる可能性はある。しかるに、贈歌を受け取り、その答歌を返したとして、その贈答の相手を正確に記憶しておかなかった場合、それを自分の家集に収めるとすると、贈歌の詠者名を誤って載せる可能性はあるが、返歌の詠者を間違えて載せるはずがない。自分の詠んだ返歌であるのだから。当面問題の贈答歌の場合、『経正集』が前者の例であり、『有房集』が後者の例である。「とへかしの」の経正の贈歌に対する「すみなれぬ」の返歌を正確に載せるのは、その返歌を詠んだ本人の、つまり有房の家集である。経正は自分の詠んだ贈歌の方は正確に自分の『経正集』に収めるが、返歌の「すみなれぬ」の歌を詠んだ人の名を誤って載せることは、あり得ないことではない。この贈答歌の場合、経正が、有房からの返歌を実守からのものと誤ったのである。

以上のごとく、経験則からする推理によって、稿者は、松野氏同様、『経正集』の記載を誤りとし、『有房集』の記載を妥当と判断するのである。『経正集』に対して詠者異伝・誤伝を載せたかとも見える『有房集』の二〇七番は、実は、『経正集』そのものの誤謬だったのである。

『経正集』所載歌で他集においては詠者を異にして載せられている歌七首について検討を加えてみた。その結果、『西行上人集』李花亭文庫本の「追加」に西行歌とされるものと、『夫木抄』において平正綱の歌とされるものの二例は、それぞれ、『西行上人集』李花亭文庫本の「追加」と『夫木抄』における誤謬であること、『玄玉集』において平忠度詠とされるもの、『万代集』において久我内大臣源雅通詠とされるもの、『万代集』と『夫木抄』において花園左大臣源有仁詠とされるもの、『風雅集』において藤原公重詠とされるもの、この四例は、確かな証拠によって詠者を判定することができず、『経正集』が自撰家集であろうという推定を尺度にして、他集に異

伝・誤伝が生じたと見る外ないこと、そうして、『有房集』二類本において有房返歌とされるものは、実守返歌として収める『経正集』の記載の方が誤りであること、以上のことがらが明らかになった。また、各々の歌をめぐるその他いくつかの問題について言及できたわけである。

〈四〉

『経正集』の一・一九首に過ぎない所載歌の内の七首の歌が、そうして、「読み人知らず」や故意に伏せた詠者名が他集において判明する例や酷似する歌の例を含めると十首にも及ぶ歌が、他集においては詠者を異にして収められているのである。特に、同時代の別人の自撰家集や、厳密な撰集が行なわれるはずの勅撰集に、『経正集』の記載とは異なった詠者として載る例が見られるのである。この事實は、いわゆる寿永百首家集の一つと推定され、自撰家集と考えられてきた『経正集』に関して、全く相反する二つの考え方を導き出す証拠事実にすることができる。一つは、『経正集』の本文が誤っており、少なくとも現存する「江戸初期書写」の本文は自撰家集成立時のままではない、という考え方であり、いま一つは、『経正集』の本文はおおむね信用してよく、他集の記載の方に異伝や誤伝が継承されている、という見方である。

他集において『経正集』所載歌とは詠者を異にして載る歌十首について、一首一首吟味して得られた結果は、以下のとおりである。

『有房集』の記載によって判明したように、『経正集』は、有房との間の贈答歌を実守との間の贈答歌と誤っている。しかし、これは経正の不注意による誤認であって、この一例を以って『経正集』の本文や編集の在り方全体までも否定的に見る必要はない。寿永元年に成った集の江戸初期の写本であるから、何がしの書写性本文変化は生じていうが、唯一伝わる宮内庁書陵部蔵本の本文は、おおむね信用してよい。

問題は、経正・有房の贈答歌に関する例は別として、他集の本文や編集態度の方にある。私撰集において詠者の誤りが継承されたり詠者を誤られたりすることはままあることである。厳密な撰集が行われるはずの勅撰集で

あつても、詠者名が誤られたり、転写の間に詠者名に異文が生じて結果的に詠者名が誤られることになる例は、多くはないにしても、皆無ではない。稿者自身も、『新勅撰集』における例を⁽⁴⁹⁾発見し、『続古今集』の例を⁽³⁶⁾論証したことがある。私撰集にしても勅撰集にしても、時代が降った集における時間の隔たった歌人の歌の場合、選歌資料の条件が悪くなるわけであるから、歌の家の件とも関わって、異伝・誤伝が生じることは避けられないわけである。本稿で検討した諸例は、経正・実守の贈答以外は、全て、『経正集』の記載が妥当と見てよい。

本稿の冒頭におことわりしたように、本稿として或る一つの結論や考えを導き出すことにはならなかった。論題のとおり、『玄玉集』『万代集』『夫木抄』『西行上人集(李花亭文庫本「追加」)』『風雅集』『有房集(二類本)』における『経正集』所載歌の詠者異伝・誤伝を、一首一首について検討し、その歌をめぐる問題を、相互の関連は考慮せず、それぞれの歌の問題として検討したにすぎない本稿である。その間に、『経正集』が故意に伏せた詠者名が判明したり、『万代集』から『夫木抄』への資料の利用が明らかになったり、詠者異伝を示す諸集のその部分の歌の配列の工夫を指摘したり、その他、いくつかの小さな事実の指摘を試みたにすぎない。(この間に整理を試みなかった事柄の一つ、異伝・誤伝の人的関係についてここで言及しておく。『経正集』との間に詠者異伝・誤伝が生じるのは、同時代の人との間に限られるのである。この事実は注目されてよい。また、有房歌との酷似、有房が養子となった花園左大臣有仁との間の異伝、有房の返歌を実守の返歌と誤った件など、『経正集』所載歌の詠者異伝・誤伝に源有房に関わることが多い事実も、注目される。が、稿者にはこれらの件に関してこれ以上の追求の準備がない。)

『経正集』所載歌を材料にして検討した本稿ではあるが、問題を『経正集』そのものに限った論ではない。むしろ、経正詠歌の異伝・誤伝を載せる諸集の本文や編集方法に関する検討に終始した本稿である。実は、そこに、本稿の一つの提言の中心がある。歌の集について検討するにあたり、詠者の確認はかなり大きな意味を持つ。それは、私家集・私撰集・勅撰集を問わない。各々の集の各々の歌の詠者を確認し、異伝歌・誤伝歌はそれを正しく把握しておく必要がある。『経正集』所載歌を例にして、それを試みてみた本稿なのである。

『経正集』は、そうして、経正の歌は、文学史においてそれ程大きな位置を占めるわけではない。しかし、こゝが寿永百首家集というまとまりに広がり、また、勅撰集や主要な私撰集にまで関わってくるとすれば、看過しておいてよいものでもない。さような意味では、本稿の指摘と吟味は、無意味なものでもあるまいと思う。

(注)

- (1) 桂宮本叢書『私家集五』の「解説」(昭和三〇年12月。伊地知鉄男・橋本不美男氏担当)
- (2) 『経正集』の引用は写真複製により、歌番号は『私家集大成中古Ⅱ』所収(黒川昌享氏担当)による。
- (3) 井上宗雄氏『平安後期歌人伝の研究』(昭和五三年10月)の「第六章 寿永百首家集をめぐって」。他に、谷山茂・森本元子・松野陽一・黒川昌享氏等に、同様の発言がある。
- (4) 「平経正和歌歌番号対照表」(筑波大学平家部会論集)第二集・平成二年7月)
- (5) 谷山茂氏「平家歌壇と千載集」(文学・語学)昭和三八年9月。『谷山茂著作集六』収録。久保田淳・松野陽一氏校注『千載和歌集』(昭和四四年9月)など。
- (6) 陽明叢書『千載和歌集』の「解説」(昭和五一年3月。『谷山茂著作集三』収録)
- (7) 森本元子氏『二条院讀岐集私注』(二条院讀岐とその周辺)昭和五九年3月所収)にも、この件の言及はない。
- (8) 寿永百首家集と推定される一類本に對立し、「自撰か」と考えられている本文。『私家集大成中古Ⅱ』所収。
- (9) 題材・語りの型・作調・主題・作中時間・作中場所等の語は、小西甚一氏「分析批評のあらまし」(「解釈と鑑賞」昭和四二年5月)およびそれ以後の小西氏の諸論考における定義に従って用いる。
- (10) 書写性本文変化・著作性本文形成の語については、拙稿「『平家物語』の語りと読み」(「軍記と語り物」第十一号・昭和四九年12月)をご参照ありたい。
- (11) 『平安朝歌合大成八』(昭和四〇年4月)
- (12) 「源有房考」(「立教大学日本文学」第五七号・昭和六一年12月)
- (13) 『私家集大成中世Ⅰ』所収(底本、尊経閣文庫蔵本)による。
- (14) 『私家集大成中古Ⅱ』所収(底本、神宮文庫蔵本)による。

- (15) 『私家集の研究』(昭和四一年十一月)の「第七章『実国集』『師光集』」。
- (16) 松野ゼミナール「和歌史研究 平家歌人の和歌資料集成」(『文芸論叢』第六号・昭和四五年二月)。
- (17) 『藤原実国集・源師光集(修復本文)』(森本氏私家版。昭和四六年九月)。稿者は未見。
- (18) 『新編国歌大観』(底本、高松宮本)の他は、『群書類従』本を調査。
- (19) 「玄玉和歌集考」(立正女子大学短期大学部「研究紀要」一四、昭和四五年十二月)。
- (20) 『和歌大辞典』(昭和六一年三月)の「玄玉集」の項(松野陽一氏担当)。
- (21) 未詳。上覚説(山田昭全氏「上覚・千覚と玄玉集の撰者」国文学踏査・第七号・昭和三八年三月)や隆覚説がある。
- (22) 第三末二九「薩摩守都ヨリ返テ俊成卿ニ相給事」の章。
- (23) 『新編国歌大観』所収。後藤重郎・安田徳子氏担当・解題。
- (24) 『私家集大成中古Ⅰ』所収(底本、榊原家本)。
- (25) 橋本不美男・滝沢貞夫氏著『校本堀河院御時百首和歌とその研究』(昭和五一年三月)。
- (26) 『私家集大成中古Ⅱ』所収(底本、宮内庁書陵部蔵 五〇一・五一一本)。
- (27) 『私家集大成中古Ⅱ』所収(底本、宮内庁書陵部蔵本)。
- (28) 桂宮本叢書『私家集五』。注1参照。
- (29) 『私家集大成中古Ⅱ』所収(底本、浅野家本)。犬養廉・斎藤照子氏解題。
- (30) 山田清市・小鹿野茂次氏著(昭和四二年五月)。
- (31) 『私家集大成中古Ⅰ』所収による。
- (32) 佐佐木信綱氏等編(昭和一六年二月)。
- (33) 『異本山家集 附 西行論』(明治三九年十月)。
- (34) 『山家集』所載西行歌一首存疑(下)(本誌・第七号、昭和五七年十二月)および『西行和歌歌番号対照表』(昭和六三年12月)。
- (35) 古典文庫『未刊中世歌合集上』(昭和三四年三月)、『谷山茂著作集四』収録)。
- (36) 『山家集』所載西行歌一首存疑(上)(本誌・第六号、昭和五六年12月)。
- (37) 名古屋和歌文学研究会編『勅撰集 付新葉集 作者索引』(昭和六一年7月)による。

- (38) 国文学研究資料館収蔵の写真複製等により調査。
- (39) 注35の「解題」。楠橋開氏「三百六十番歌合差し替え考」(『和歌文学研究』三三三号、昭和五〇年9月)にも詳論がある。
- (40) 第二巻「私撰集編」(昭和五九年3月)所収。浜口博章・福田秀一氏担当。
- (41) 『私家集大成中古Ⅱ』所収(底本、谷山茂氏蔵本)
- (42) 公刊のある旧『国歌大観』(流布本系)・『中世の文学』(宮内庁書陵部蔵本)・『新編国歌大観』(九州大学蔵細川文庫本)・『日本古典文学影印叢刊』(吉田兼右筆本)。
- (43) 次田香澄・岩佐美代子氏校注(昭和四九年7月)の九一番歌の頭注など。
- (44) 『新編国歌大観』所収(底本、日本大学総合図書館蔵定家筆天福二年本透写本)。
- (45) 瞿表会編、後藤祥子氏編集責任(昭和六一年6月)
- (46) 「遷都述懐歌小考」(『軍記物とその周辺』昭和四四年3月)
- (47) 仮名の「ち」が「そ」と似ること、また、仮名の「わ」(字母「和」)が「り」(字母「利」)と似ることが重なったものと見る。
- (48) 国書刊行会本『玉葉』(明治三十九年6月)による。
- (49) 『新勅撰集』入集道因法師歌一首存疑」(『日本古典文学会々報』第八三号・昭和五五年12月)

〔付言〕本稿は、筑波大学第二学群日本語・日本文化学類昭和六三年度稿者担当の講義「日本文学とその特質」における演習の成果の一部である。